

会 議 録

会 議	大垣市個人情報保護審議会
日 時	令和4年10月17日（月） 13：55～14：50
場 所	市役所3階 会議室3-6
事 案	委嘱式、大垣市個人情報保護審議会の会長及び副会長の互選、個人情報ファイルの届出の報告ほか
出席者	委員：三輪正直、杉田邦隆、豊田和代、堀場貴仁、小原勝 石田市長、安田行政管理課長、豊田政策法務対策官、松原、藤井
事 務 局	定刻になりましたので、ただいまから、大垣市個人情報保護審議会を始めさせていただきます。
石 田 市 長	<p>私は、司会進行を務めさせていただきます行政管理課長の安田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>本日は為房牧委員から欠席との連絡を受けておりますが、委員全体の過半数が出席ということで、会が有効に開催されておりますことを確認します。</p> <p>それでは、会に先立ちまして、石田市長からごあいさつ申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。大垣市長の石田でございます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、「大垣市個人情報保護審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃から、様々な分野で、本市の安全で安心な、活力あるまちづくりに、ご理解とご協力をいただいております事、感謝申し上げますと共に、この審議会委員を、引き続き、快くお引き受けいただきました事、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、国は個人情報保護法につきまして、昨年5月に非常に大きな改正を行いました。その中で、個人情報の保護を第一としながら、ビッグデータとして、産業や学術の振興に有効に役立てていこうという流れを打ち出しております。</p> <p>そして、今まで民間だけを対象としていたこの法律は、今後は官民共通のルールとして、国や地方公共団体にも一律に適用されてまいります。大垣市としましてもしっかりと対応していかなければならないと思っております。</p> <p>本市におきましては、平成10年に個人情報保護条例を施行し、市が保有する個人情報について、早くから適正な取扱いに取り組み、個人情報は市民の皆様からお預かりしている、非常に大切なものであるという意識で、皆様からのご助言をいただきながら、慎重な取扱いを徹底してまいりました。</p> <p>条例施行から現在までのおよそ四半世紀の間、個人情報に対する市民の方々の意識は、格段に高まっておりますが、その一方で、世間では個人情報の漏洩等に関わる事件が、行政・民間を含め、依然として発生している印象を持ちます。</p>

事務局	<p>本市におきましては、来年度から適用される法律に則った業務が行えるよう、準備を進めているところでございますので、皆様には、引き続き、それぞれのお立場から、適切なお意見・ご助言を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>早速ではございますが、委嘱式に移りたいと思います。</p> <p>皆様には、個人情報保護審議会の委員として、令和4年10月から2年の任期で引き続きお願いすることとなります。</p> <p>石田市長から委嘱状をお渡しいたしますので、お名前が呼ばれましたらご起立の上、中央にお進みください。</p> <p>三輪 正直 さま (委嘱状を渡す)</p> <p>杉田 邦隆 さま (委嘱状を渡す)</p> <p>豊田 和代 さま (委嘱状を渡す)</p> <p>堀場 貴仁 さま (委嘱状を渡す)</p> <p>小原 勝 さま (委嘱状を渡す)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>市長は所用のためここで退席させていただきます。 (市長退席)</p> <p>それでは、次第に従いまして会を進めてまいります。</p> <p>まず、会長及び副会長の互選でございます。</p> <p>大垣市個人情報保護審議会の会長及び副会長の互選につきまして、お手元の議案にございますように、委員6名のうちから互選することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
委員	<p>●●様をお願いいたしたいです。</p>
事務局	<p>●●委員から●●委員の推薦がございましたが、いかがでしょうか。 (異議なしとの声)</p>
事務局	<p>●●委員、お引き受けいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>お引き受けいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは会長は、●●委員をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 会長 委員 事務局</p>	<p>どうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして副会長でございますが、規則では互選となっておりますが、ここは会長のご指名とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは、●●会長ご指名をお願いいたします。</p> <p>●●委員をお願いしたいと思います。</p> <p>未熟者ですが私でよろしければ。</p> <p>ありがとうございます。それでは副会長は、●●委員をお願いしたいと思います。</p> <p>どうかよろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、●●会長に席を移動していただきます。</p> <p>ここからの議事の進行については、●●会長、お願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>改めまして、よろしくお願ひします。個人情報保護審議会を進めます。本日の会議結果署名につきましては、●●をお願いいたします。会議録作成後、改めてお願ひにあがります。それでは、個人情報ファイルの届出の報告をしてもらいます。</p> <p>個人情報ファイルとは、市が保有する個人情報を事務処理しやすいように集合させたもので、個人情報を検索しやすいように体系的に構成したものをいいます。具体的には台帳やリスト、パソコンやサーバに保存されている個人情報データの集合体という捉え方で、例えば給付金の受給者リスト、施設への入所者台帳、選挙人名簿などといったものがこれに当たります。</p> <p>こうした個人情報ファイルは、万一漏えい等の事故が起こると、その情報量の多さから社会的影響も大きいため、単体の個人情報よりもさらに厳重に管理するため、罰則が強化されています。また市の他の機密情報などと同じく、大垣市セキュリティポリシーに基づき、各所属で厳重に管理されております。</p> <p>令和5年4月1日からは、個人情報保護条例に代わり個人情報の保護に関する法律が大垣市にも適用されることとなります。この個人情報の保護に関する法律は個人情報保護法とも呼ばれていまして、個人情報ファイル簿についても規定しています。今回の報告は、先行して個人情報保護法の基準に従って集計いたしました個人情報ファイル簿について報告させていただきます。</p> <p>個人情報保護法は、個人情報ファイル簿を公表することを義務付けています。これは、個人情報ファイルの存在と概要を明らかにすることで、その透明性を図り、利用目的ごとの適正な管理をすること、また、本人が自己の情報の利用実態を的確に認識するためです。そして、個人情報ファイル簿については、皆様のお手元に参考として大垣市個人情報ファイル簿と記載されたものを配布しましたが、これに定められた記載事項を記載することが、個人情報保護法上義務付けられています。この個人情報ファイル簿の記載事項は12あります。</p> <p>1 個人情報ファイルの名称</p>

- 2 行政機関の名称（市長や教育委員会等です。）
- 3 事務をつかさどる組織の名称（行政管理課などの所属です。）
- 4 利用目的
- 5 記録項目（氏名、住所等です。）
- 6 記録範囲（どのような人が記録されているかをわかるように記載します。）
- 7 収集方法（本人や、国の機関からの提供等です。）
- 8 要配慮個人情報が含まれるときはその旨（要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見その他不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要するものをいい、人種や信条等があります。）
- 9 経常的提供先
- 10 開示請求を受理する組織の名称と所在地
- 11 訂正や利用停止についてほかの法令等の定めの有無
- 12 種別（紙か電子媒体かです。）

この12の記載事項を該当の個人情報ファイルごとに作成します。

この個人情報ファイル簿として登録するものは、

- ・データ数が1,000件に満たないもの
- ・専ら職員の人事、給与、福利厚生に関する事項等に係るもの
- ・一時的又は試験的に使用する個人情報ファイル
- ・既に届出してある個人情報ファイルの複製で、その利用目的等が拡大されていないもの
- ・もっぱら資料、金銭等の送付、事務連絡等のための相手方の氏名、住所等を記録したものなど

を除いたものになります。

では、議案の報第1号についてですが、個人情報の保護に関する法律の基準に従って、個人情報ファイル簿を作成すると、大垣市では243件ありました。

お手元の令和4年度個人情報ファイルの届出の統計という1枚の資料をご覧ください。右下に円グラフのあるものです。

昨年までの個人情報ファイルは、800件ほど報告がありましたが、来年の4月1日から適用される個人情報の保護に関する法律の適用後は、先ほどお話ししました1,000件以上という下限が設定されたこと、また、個人情報ファイル簿として登録する単位が個々の事務作業というより、データ等を参照できる関係にあるようなものは1つの事務として見ることができるようになったため、報告の件数が243件になったものと考えています。

個人情報保護法が適用になり、個人情報ファイル簿として登録する件数が減ってはいますが、先ほどお話しした通りデータ等を参照できる関係にあるようなものは1つの事務として見るようになったものも多くあり、管理について変更があったとい

	<p>うことではありません。また、個人情報を集合させた個人情報ファイル自体は1,000件未満であっても罰則は強化されたものになっており、単体の個人情報よりも厳重に取り扱うことに変わりはありません。</p> <p>件数の割合で見ますと、福祉事業で給付等が多い健康福祉部が市の3割を占めるということになっています。また、市民病院についても、カルテ等の治療に関わるデータや、治療費、医療に関わる相談事務等があるため2割近くを占めています。</p> <p>以上、個人情報ファイルの届出につきまして、報告を終わります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの報告につきましてご質問等ございましたらどうぞご発言ください。</p> <p>市民病院で2割、健康福祉部で3割ということですが、こういった個人情報を特別に管理する方がいらっしゃるのでしょうか。もしかしたら、課長さんが統括してということかもしれませんが、多く個人情報ファイルを持っている部署についてはそういった特別なご担当の方がいらしたりするのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>組織的には、全庁的に所属長を個人情報管理者というものに充て、主幹を担当に充てているという形です。特に重点的に市民病院や健康福祉部について特別な担当ということはありません。その部署に配属されますと、特にそういった事務に習熟するということがあります。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足になりますが、セキュリティについてですが、情報セキュリティポリシーというものがあまして、情報企画課が担当しています。行政管理課には情報セキュリティ監査グループというものがあまして、セキュリティ面の監査についてルールを作る情報企画課とは別の部署で行うようにしています。また、市民病院や福祉系、窓口系等の部署には毎年監査を実施するようにしてより厳しく見ております。</p>
<p>委員</p>	<p>マイナンバーカードを積極的に普及しているようですので、個人情報の取扱課は仕事が増えて大変なことになりそうですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。マイナンバー関係の監査は朝から半日以上かけて行っています。</p>
<p>委員</p>	<p>1,000件以上ということですが、1,000件に満たないものについては従来通りなのでしょうか。取扱いは違うのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>公表するファイル簿には該当しないのですが、個人情報ファイルを持つということについては変わらず、罰則も重く、セキュリティ監査の対象としても同じになりますので、取扱いが緩くなるということはないです。</p>
<p>委員</p>	<p>個人情報ファイルの報告を受けるというのは重要な役割なのですね。報告を受ける我々の立場はすごく大変なものなんですね。</p> <p>個人情報の利用については、収集した目的の業務に限られると思います。その業務に関連したものに個人情報を利用したいということもあると思いますが、1,000件以下の場合デジタル化した現代においては利用しやすくなっているという現状で、管理についてはどのようにされているのでしょうか。社会福祉課のデータを商工の案内に利用するといったことは相手方の同意を取っていれば可能だと思います。</p>

事務局	<p>ますが、どのように管理されていますか。</p> <p>目的外利用と呼ばれるものになりまして、本人同意があれば利用できますが、福祉の目的で取得した個人情報については、その目的以外では利用できませんので、同意のない限りそういった利用はできないこととなります。同じ課内であっても、その業務を担当しているもの以外は利用できないこととなります。ただ、同じ趣旨と見ることができるものについては、目的内として利用することもできるかと思えます。</p>
委員	<p>その判断は、弁護士のような第三者ですか。それとも内部の部署が行うのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には、内部で判断を行いますが、各市に確認をしたりといったことがあります。法適用になりますと、国の基準で示されたものになります。</p>
委員	<p>行政の保有する情報については、個人所得といったものもありますので、神経を使われるところかと思えます。テレワークやパチンコでパソコンを盗まれるといった不祥事もあるので。メールで何千件も送信できますし、管理が難しいと思えます。</p>
事務局	<p>行政管理課には、この行政グループと別に情報セキュリティ監査グループがありまして監査を厳重に行っています。また、USB一つでデータが抜き出せるので、個人情報の入ったパソコンについては、インターネットのパソコンと分けております。また、外部の媒体をつないだ時点でエラーが出るように設定してありますし、ログもすべて残っております。徹底的に線を引いておりますし、監査も徹底しております。それ以外でも市民の方々も個人情報の管理に厳しくなっておりますので、職員も慎重な取扱いを徹底しております。</p>
委員	<p>個人情報については、処分についても徹底しないといけないですね。私たちも米野で焼却処分しています。今は第三者の目も厳しいですね。</p>
委員	<p>結局は人間の意識が重要ですね。監査の指摘以外で職員への意識づけはしていますか。</p>
事務局	<p>職員については、入ってすぐ個人情報に触れますので、最初の新人の研修からしっかりと行っています。アクシデントについては、その都度注意喚起の通知を発出しています。</p>
委員	<p>ファイル数はこのグラフのとおりかと思えますが、個人情報の開示請求や問い合わせについては必ずしもグラフの件数通りではないかもしれないのですが、そういった部署は人員を多く配置する等の対策があってもよいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>今この場に確実なデータはないですが、感覚的にはグラフに近いものがあるかと思えます。ただ、届出の件数的には少ないですが、教育委員会については親さんの意識が強いため、開示の件数は多いかもしれません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他事務局から報告があります。</p>

事 務 局

個人情報保護法の改正についてご説明いたします。

昨年も触れたのですが、令和3年5月に改正法が公布されまして、行政も対象になることになりました。この法律の施行が令和5年4月1日からとなります。

現在は、個人情報保護条例が適用されていますが、この条例は廃止されまして、来年度から個人情報保護法が国、公共団体、民間等全国一律に適用されます。個人情報保護法の施行のために若干の事項を定めた個人情報保護法施行条例が制定されます。ほとんどのものは、この個人情報保護法に規定されているのですが、手数料だとか開示の期間等の市町村の独自部分を個人情報保護法施行条例で規定するところがあります。先ほどの市長のあいさつでありましたが、12月議会の提出を目指して準備中です。現在は、図のとおり国、独立行政法人、民間、地方公共団体というようにバラバラの規定でしたが、これが個人情報保護法に統一されることとなります。

個人情報保護法は、8章で成り立ってまして、全部で180条ほどある大きな法律です。このうち公共団体に適用されるのは第5章ということになります。ただし、市民病院と上石津診療所については共通ルール化という目的から、民間病院との個人情報の流通ということで民間の規定が一部適用されるということになります。

個人情報保護制度の趣旨ですが、個人の権利利益の保護というものが第一の目的であることは変わりません。その目的を維持しながら、個人情報の活用、データの流通の促進が明確に打ち出されています。デジタル化に伴い、産業、研究の分野等で国の発展のために、匿名化をしてビッグデータとして活用していこうというものが新しい趣旨として加わっています。

具体的な内容には、国と地方のルールの共通化、公的部門と民間部門のルールの共通化、定義の共通化、全てを個人情報保護委員会で監視等を行う、匿名加工情報の仕組みといったものがあります。ただ、この匿名加工情報については、高度なものになりますので、当分の間は都道府県と指定都市のみとなっています。

この改正で個人情報の範囲が変わるかということについては、大きな変更はありません。ただ、死者の情報が対象外になってしまっています。ただ、たいていの場合は、生存する者の情報として保護されます。また、個人識別符号という、そのものから個人が識別できうるもの、例えばDNA、容貌、指紋、声紋、パスポート番号、年金番号等といったものは個人情報ということが明確になって保護の対象となっています。細かい用語等については職員研修をして職員が対応できるようにしてまいります。

個人情報保護法の新しい概念として、新しい用語があります。仮名加工情報や匿名加工情報といったものです。個人情報を加工して、特定の個人を識別することができない暗号化した情報のことです。匿名加工情報というのはこの加工の度合いを高くして、復元することもできないようにしたものです。この匿名加工情報であれ

<p>会 委 事 務 局</p> <p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ば、研究等のためにビッグデータとして利用することができることとなります。この方式は都道府県と指定都市だけですので、直ちに大垣市に関わるものではありません。</p> <p>法的な枠組みは、条例から法律に移ることになり大きく変わりますが、大まかな個人情報の保護、その取扱いは変わりませんので、引き続き職員全員で学習しながら個人情報の保護に取り組んでまいります。</p> <p>条例が廃止されますので、この個人情報保護審議会の今後ですが、この審議会の役割である個別の外部提供や収集についての諮問は、個人情報保護委員会が持つこととなります。法律では、それ以外に個人情報保護の市の施策といった大きなものについては、審議会を条例で作って答申を得ることが可能ということになっております。そのため、今その審議会をどのようにしていくかということを検討してまいりたいと思っています。</p> <p>ありがとうございました。この件について、何かありますでしょうか。</p> <p>匿名加工情報ですが、全国一律なのでしょうか。</p> <p>まだわかりませんが、市には加工技術はないので、そういった特別なところで費用をかけて作成してもらおうということになるかと思えます。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>以上をもちまして、大垣市個人情報保護審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
--	---

以上、会議の次第を記載しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 小原 勝 (原本署名)